五条（がん登録等の推進に関する法律（平成二五年法律第一一号）第三五条の改正規定（「（条例を含む。）」を削る部分に限る。）に限る。）、第五七条、第六六条及び第七〇条の規定の施行期日は令和五年四月一日とすることとした。

◇個人情報の保護に関する法律施行令等の一部を改正する政令（政令第一七七号）（個人情報保護委員会）

一　個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正関係（第一条関係）

1　次に掲げるものは個人情報の保護に関する法律（平成一五年法律第五七号。以下「個人情報保護法」という。）第六〇条第一項に規定する「地方公共団体等行政文書」から除くこととした。

㈠　官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

㈡　公文書館、研究所、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

2　個人情報保護法第五八条第一項各号に掲げる者及び同条第二項各号に掲げる者が法令に基づき行う業務のうち、個人情報の取扱いについて、行政機関の長等が講じなければならない安全管理措置に関する規定を準用する業務を規定することとした。

3　地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は送付に要する費用を納付して保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの送付を求めることができることとした。

4　個人情報保護法第一〇六条の規定により同条第一項の審査請求について行政不服審査法（平成二六年法律第六八号）の規定が適用される場合における行政不服審査法施行令（平成二七年政令第三九一号）の規定の適用について所要の読替えを行うこととした。

5　行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者が納める手数料として条例で定める額の標準は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関の長と締結する者が納める手数料の額とした。

6　その他所要の規定の整備を行うこととした。

二　関係政令の整理関係（第二条及び第三条関係）

関係政令について個人情報保護法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。

三　その他（附則関係）

1　所要の経過措置を規定することとした。（附則第二条関係）

2　所要の規定の整理を行うこととした。（附則第三条～第六条関係）

3　この政令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三七号）第五一条の規定の施行の日（令和五年四月一日）から施行することとした。

◇港則法施行令の一部を改正する政令（政令第一七八号）（国土交通省）

1　境港の区域を変更することとした。（別表第一関係）

2　この政令は、令和四年五月一日から施行することとした。

法律

防衛省設置法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和四年四月二十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第二十六号

防衛省設置法等の一部を改正する法律

（防衛省設置法の一部改正）

第一条　防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第六条中「十五万五百九十人」を「十五万五百人」に、「四万五千三百七人」を「四万五千二百九人」に、「四万六千九百二十八人」を「四万六千九百九十四人」に、「千五百五十二人」を「千五百八十八人」に、「三百八十五人」を「三百八十六人」に、「四百六人」を「四百七人」に改める。

（自衛隊法の一部改正）

第二条　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第八十四条の四第一項中「要する邦人」の下に「（邦人の配偶者若しくは子、外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第二十四条に規定する名誉総領事若しくは名誉領事若しくは同法第二十五条第二項の規定により採用された者又は独立行政法人との契約により外国において当該独立行政法人のために勤務する者として採用された者であつて、日本の国籍を有しないものを含む。以下この項及び第九十四条の六において同じ。）」を加え、「輸送を安全に実施する」を「方策を講ずる」に改め、「要する外国人」の下に「（邦人以外の者をいう。以下この項において同じ。）」を加え、同条第二項中「第百条の五第二項の規定により保有する航空機により行うものとする」を「次に掲げる航空機又は船舶により行うことができる」に改め、同項ただし書を削り、同項第一号中「（第百条の五第二項の規定により保有するものを除く。）」を削る。

第百十五条の三に次の二項を加える。

3　麻薬及び向精神薬取締法第二十四条第一項及び第五十条の十六第一項の規定は、第一項の部隊又は補給処が、この法律又は他の法律の規定により自衛隊に属する物品の提供として外国の軍隊に対し麻薬又は向精神薬を譲り渡す場合及び当該譲渡しのため向精神薬を所持する場合には、適用しない。

4　防衛大臣は、第一項の部隊又は補給処が前項の規定による麻薬の譲渡しを行つたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

（防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正）

第三条　防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「次項」を「以下この条」に改め、同条第三項中「第一項の規定による給付又は支給に係る療養を担当する者が請求することができる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する」を「次に掲げる」に改め、「による社会保険診療報酬支払基金」の下に「又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会」を加え、同項に次の各号を加える。

一　第一項の規定による給付又は支給に係る療養を担当する者が請求することができる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務